

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案要綱

### 第一 港湾法の一部改正

一 港湾管理者が廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設を建設又は改良する港湾工事の費用に対し、国はその三分の一以内を補助することができることとする。 (第四十三條關係)

二 国土交通大臣が廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設を建設又は改良する港湾工事の費用は、港湾管理者がその三分の二を負担することとする。 (第五十二條第二項關係)

### 第二 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部改正

港湾管理者が廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設を建設又は改良する港湾工事の費用は、国がその三分の一を、港湾管理者がその三分の二をそれぞれ負担することとする。 (第二條關係)

### 第三 附則關係

一 この法律は、平成十九年四月一日又は公布の日のいずれか遅い日から施行することとする。 (附則第一項關係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとする。 (附則第二項關係)